

相生市緑の基本計画（案）の意見募集について

「相生市緑の基本計画（案）」を策定いたしました。

つきましては、相生市民意見提出制度（パブリックコメント制度）の実施に関する要綱に基づき、この案に対する市民の皆さんのご意見を募集します。

お寄せいただいた意見は、それに対する相生市の考え方とともにその概要を公表いたします。また、ご意見に基づき計画を修正した時は、修正内容とあわせて公表いたします。

1 策定の趣旨

「緑の基本計画」は、自然と市民の共生する緑豊かな都市を形成し、市民が豊かさを実感できる生活環境（都市における緑化の保全・創出）の形成を目指して、緑の観点からまちづくりを計画するものです。また、これまで緑のマスタープラン及び都市緑化推進計画により、計画が進められていましたが、環境問題に対する意識の高まりや、自然とのふれあいに対するニーズの広がりから、これらの計画を統合及び強化し計画的に推進していくことが必要であることから、都市緑地法第4条に規定された「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として、「相生市緑の基本計画」（案）を策定しました。

2 意見提出ができる方

- ・相生市に住所がある者
- ・相生市に事務所または事業所があるもの
- ・相生市に存する事務所または事業所に勤務する者
- ・相生市に存する学校に在学する者
- ・相生市に対し納税義務があるもの
- ・意見提出制度に係る事案に利害関係があるもの

3 意見の提出期限

令和4年12月28日（水）から令和5年1月31日（火）まで

（※郵送の場合は、当日消印有効）

4 意見の提出方法

必ず氏名及び住所を明記のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。様式は自由ですが、氏名及び住所の記載のない場合は、受付をいたしませんのでご了承ください。

(1) 郵送 〒678-8585 相生市旭一丁目1番3号

(2) FAX 0791-23-2741

(3) 電子メール tokei@city.aioi.lg.jp

（※氏名及び住所を忘れずに明記してください。）

5 相生市緑の基本計画（案）の閲覧方法

令和4年12月28日（水）以降、相生市ホームページからダウンロードをしていただくか、相生市役所2号館2階都市整備課の窓口又は相生市役所1号館2階の公文書公開コーナーにて年末年始、土、日、祝日を除く8時30分から17時15分まで閲覧いただけます。

6 その他

公開はご意見の内容のみを行い、ご意見をいただいた方の氏名などを公表することはありません。また、お寄せいただいた意見に対して、直接には回答しませんのでご了承ください。

7 お問い合わせ先

〒678-8585 相生市旭一丁目1番3号

相生市 建設農林部 都市整備課 都市計画係 TEL0791-23-7135